

# 2つの大震災から学び来るべき都市型地震に 備えるアスベスト対策の提言と普及活動

## 報告書

2015.3.31

### 目次

I. 背景	2
II. 目的	4
III. 方法	5
IV. 成果	6
V. 考察	17
VI. 結語	18
VII. 研究報道、発表	19

特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター

# I. 背景

2011年3月11日発生した東日本大震災は地震自体の大きさもさることながらその後発生した津波により前代未聞の被害をもたらした。死者・行方不明者数は18,475名（2015年3月、警視庁）、被害を受けた建物は122万戸にのぼり、1995年の阪神淡路大震災を超える甚大な被害を発生させた。津波で破壊された建物のがれきには様々な石綿含有建材が混ざっており、また倒壊、半倒壊した建物にも大量の石綿含有建材が残されている。私たち石綿問題に関わるNGO・市民団体、大学、研究機関の有志は被災地での石綿対策の重要性を認識し、震災による石綿含有建材の状況の調査と対策を目的としてチームを形成し、被災地へ入り調査と活動を開始した。

東京労働安全衛生センターは中越地震（2004年）、中越沖地震（2007年）でも被災地を訪ね、石綿含有建材の状況を確認し、労働者、住民、ボランティア、地方自治体への注意喚起を行ってきたが、今回の震災はこれらよりもはるかに広い範囲で甚大な被害を発生させており、阪神淡路大震災をも超える被害をもたらした。2012年までに阪神淡路大震災の建物の解体や廃棄物処理に携わり、中皮腫を発症した4人が石綿曝露によるとして労災認定を受けている。阪神淡路大震災だけでなく、石綿が原因とされる中皮腫による死亡者は2012年には年間1,400人に達している。今まさに現実の大きな被害が発生していることが石綿問題の重さである。

震災による大津波は有史以来たびたび発生し大きな被害をもたらしてきたが、20世紀後半大量に使用された結果、身近に残された石綿含有建材がここまで大規模に被災した状況は歴史的に例がない。東日

本大震災では震災と津波という自然災害の被害にとどまらず、産業社会の中に潜んでいたリスク要因が思わぬかたちで顕在化する新たなリスクを発生させた。福島第一原子力発電所の事故はその典型的な事例だが、石綿などの様々な有害物を含む建物、車両、構造物などの災害廃棄物が新たなリスクの原因となり、復興の大きな障害となった。その処理には宮城県、岩手県では3年を要し、原発事故の影響を受けた地域はさらに数年の時間を要する。石綿は19世紀から様々な産業で利用されており、発がんリスクそれ自体はこれまでの研究により多くの部分が解明されている。しかし、そのリスクは地震、津波と複合することにより、新たなリスクを発生させ、新たな手法によるリスク管理が求められていると見ることができる。

一方、震災の2年後、2013年度は石綿に関連する政策転換の兆しがみられた年である。一つは環境省による大気汚染防止法改正である。大気汚染防止法は石綿除去時の漏洩を防止し、周辺住民の石綿ばく露を予防するための規制で、5年ぶりに改正強化された。建物の所有者、工事の発注者の責任を強化することが加えられ、枠組みを変えるという意味で大きな改正といえる。その背景には被災地で多発する除去現場からの漏洩事故がある。

2つめは国土交通省（以下国交省と略）による「石綿含有建材調査者」という新たな建物と建材調査のための資格制度である。これは厚生労働省の「石綿作業主任者」に続く2つめの公的資格制度で、調査についての初めての資格制度の運用が始まった。国交省は2005年のクボタショック後、社会資本整備

審議会にアスベスト対策部会を設置し、現在使用されている建築物の石綿について調査対策を検討した。2007年の総務省勧告をうけ2008年9月に部会のもとにアスベスト対策ワーキング・グループを設け、そこでの検討結果を元に新たな公的資格制度である石綿含有建材調査者の養成を告示で決めた。5年をかけて準備された英国類似の公的資格として注目されている。

3つめは建材の石綿含有の有無を判定する分析方法であるJIS法の改定である。これにより日本独自の方法であったJIS法に国際標準であるISO法が追加された。分析方法については、2006年に制定されたJIS A 1481が、同時期に国際標準化機構（ISO）で検討されていた方法と異なる点が指摘されてきた。JIS法とISO法では、石綿の定義が異なり、当然それにより分析結果に違いが現れるという本質的な問題が生じている。これには経済産業省と厚生労働省が関わっている。石綿に関連する4つの省庁が同時期に調査（国交省）、分析（経産省、厚労省）、除去（環境省）の各分野において、新たな動きを見せたことになる。

海外では、EUで「石綿による労働衛生上脅威および全て既存石綿廃止展望に関する欧州議会決議」により2028年までにアスベストを除去することを目標とする決議が採択され、かつてクロシドライトを生産していたオーストラリアでもアスベスト安全・根絶庁が設立され「アスベスト問題の意識啓発と管理のための国家戦略計画」を策定している。オランダでは2024年までに日本ではレベル3にあたるアスベスト含有屋根材の撤去を決定している。

国内外での新たな動向をふまえつつ、阪神淡路大震災時の石綿対策を振り返り、東日本大震災とその後の石綿対策を報告、検討し、今後の日本における石綿対策の方向性を検討し実現へ向けて一步を踏み出すことがこの活動の目標である。私たちは東日本大震災被災地での活動から、アスベスト対策として①被災地でのアスベスト対策の継続、②リスク管理を軸としたアスベスト対策、③アスベスト除去時の対策の徹底、④平時のアスベスト含有建材調査、⑤ゼロ・アスベスト社会への計画策定、が重要であると提言した。

## II. 目的

2011-13年度、私達は特別助成を受けて実施した「東日本大震災被災地で復旧・復興過程におけるアスベストリスクに関する被災地住民へ予防的な教育・啓発普及活動」に取り組み、最終的な提言を作成した。阪神淡路大震災と東日本大震災被災地におけるアスベスト対策教訓をふまえ、本活動では3年間の活動を想定し、1) 都市型震災に備えて、①自治体における建物アスベスト含有建材使用状況調査、②アスベスト含有建材の計画的除去、③地域防災計画にアスベスト対策を取り入れること、④防じんマスクの備蓄とマスクフィット研修を実施する。そして2) 通常時のアスベスト対策として、①改正大気汚染防止法によるアスベスト対策の徹底と地方自治体条例の制定促進、②住民参加によるリスクコミュニケーション促進、③事業者と労働者へアスベスト飛散、ばく露防止対策教育研修活動強化に取り組む。1)、2)の活動を通じて、来るべき都市型震災時におけるアスベスト対策提言と普及に取り組むことを目的とする。



写真：東京都江東区でのアスベスト含有建材マッピングの様子

# III. 方法

1. 現状把握のための予備調査
  - 1) 地方自治体によるアスベスト関連条例の制定状況調査
  - 2) 大気汚染防止法改正と自治体の役割シンポジウム開催
  - 3) 石綿作業主任者技能講習受講者へのアンケート調査
2. 東日本大震災被災地のアスベスト含有建材の状況のフォローアップ調査
  - 1) アスベスト含有建材マッピングのフォローアップ調査
  - 2) アスベスト含有建材の混入した再生砕石上での気中アスベスト濃度測定結果
3. 5つの自治体での解体現場訪問調査とリスクコミュニケーション
  - 1) 建設リサイクル法の届出情報による解体現場訪問
  - 2) アスベスト含有建材のマッピング調査
  - 2) 作業員、事業者、地方自治体等とのリスクコミュニケーション
  - 3) 気中アスベスト濃度測定
4. 各地での報告会
5. ツール作成



写真：東京都江東区で2009年にみられたアスベスト含有建材の違法解体

# IV. 成果

## 1. 現状把握のための予備調査

### 1) 地方自治体によるアスベスト関連条例の制定状況調査

大気汚染防止法でのアスベスト規制が改正・強化され2014年6月施行された。実際に法律を執行する地方自治体では大気汚染防止法だけでなく「上乗せ条例」として独自の規制を追加している自治体もある。本活動の予備調査として全国の地方自治体の条例の制定状況を調査するとともに、今回の改正にともない条例の改正がおこなわれたかをホームページ、書面、電話、面談などによって調査してまとめた。一覧表を表1に示す。独自の条例を制定しているのは10都府県(21%)であった。大気汚染防止法上の政令市である指定都市、中核市および東京都特別区あわせて86市区(2014.4.1現在)の

うち条例のある自治体は7市区(8.1%)が把握されたが、これが全てではない可能性もある。いずれにしても条例を制定している地方自治体は少数派であった。

条例では作業中などの気中濃度測定を義務付けているものが最も多く10自治体であった。気中濃度測定については条例以外でも要綱などで事業者に指導している自治体、また自治体が独自に測定を実施している自治体もあり、全国的な実情は把握できていない。次いでレベル3建材への規制をしている自治体が7自治体、住民周知については4自治体、罰則を強化している自治体は3自治体であった。レベル3建材の規制は、一定面積以上を使用している建物解体の際の届出を要するもので、面積は10から1,000平方メートルとばらつきがある。

表1：自治体条例制定状況

自治体名	自治体条例名称	レベル3規制	立入拡大	測定義務	罰則強化	住民周知	台帳整備	完了届	条例改正
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例			○					
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例			○					○
新潟県	新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例			○	○	○			
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例			○					
福井県	福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例			○	○		○		○
京都府	京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例								
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	○	○	○					○
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	○							
鳥取県	鳥取県石綿健康被害防止条例	○		○					○
香川県	香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例				○				○
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例							○	○
新潟市	新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例					○			○
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例			○					○
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○							○
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	○		○		○			
練馬区	練馬区アスベスト飛散防止条例	○		○					○
小金井市	小金井市アスベスト飛散防止条例	○		○		○	○		○
計		7	1	10	3	4	2	1	11

## 2) 大気汚染防止法改正と自治体の役割シンポジウム開催

本活動のキックオフとして、また6月1日の改正大気汚染防止法の施行にあわせて、中皮腫・じん肺・アスベストセンターとの共催で「アスベスト対策のいま - 大気汚染防止法改正と自治体の役割」緊急シンポジウムを5月25日東京都文京区で開催した。改正大気汚染防止法の解説と課題について、条例のある自治体の中から先進的な取り組みを行っていると思われる自治体として、神奈川県川崎市、兵庫県尼崎市の担当者から自治体での取り組みの実際の報告を受け、東京都小金井市、神奈川県川崎市の自治体条例制定に関わった市議会議員も参加してパネルディスカッションで意見交換をおこなった。参加者は77名。



写真：5/25 大気汚染防止法改正と自治体の役割シンポジウムの模様

## 3) 石綿作業主任者へのアンケート調査

東京労働安全衛生センターでは2017年から東京労働局の登録教習機関として労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習を実施してきた。実際の作業現場でのアスベスト含有建材の取り扱い、曝露防止対策、健康管理などの実態を調査するために、その修了者1400人を対象に郵送で筆記式のアンケート調査を実施した。回答数は209通、回答率は14.9%であった。集計結果を表2に示す。

アンケート結果から、現在現場での解体や除去にたずさわっている人は約1割のみで、これら以外の建設業が約半数であった。従事開始時期は2000年

前後でおよそ半分に分かれた。事業場の規模は10人以下が33%、50人以下が48%であった。作業主任者以外の資格は職長教育と石綿特別教育がともに6割弱、2014年から運用が始まっている建築物石綿含有建材調査者は5名であった。健康診断は年に1回受診が82%で、半年に一回は13%であった。

回答者のうち、この1年間にレベル1,2の除去作業に従事した20人を抽出した回答からは、健康診断については75%が年に1回しか受けておらず、法定の半年に1回受診は20%にすぎなかった。従事した件数は1件が50%、2~5件が40%、漏洩監視の方法は気中石綿濃度測定と粉じん計がともに55%で繊維状粒子リアルタイムモニターの使用はなく、2割が監視は実施していない。保護具はレベル1の除去作業で義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具が25%にとどまり、取替え式防じんマスクが65%、使用できない使い捨て防じんマスクの使用が30%、使用していない者も1名あった。漏洩などの問題工事を経験している者はいなかった。

回答者のうち、この1年間にレベル3の除去作業に従事した53人を抽出した回答からは、健康診断については89%が年に1回しか受けておらず、法定の半年に1回受診は11%にすぎなかった。従事した件数は1件が30%、2~5件が42%、レベル3建材の取り扱い方は散水しながら、割らないように、がともに7割弱で、養生内で除去も40%あったが、重機で破碎は2%、バールで破碎も6%であった。行政機関からの指導は大多数は受けていないが、労働基準監督署9.4%、地方自治体も7.5%が受けている。呼吸用保護具については電動ファン付き呼吸用保護具と取替え式防じんマスクは合わせて7割を超えるが、法的には使用できない使い捨て防じんマスクも32%が使用している。

全体に対する質問として、現在の石綿作業規制については適切が63%、ゆるすぎるが19%、厳しすぎるが11%で、ゆるすぎるとした人が必要と考える規制は、検査、点検の強化が16%、教育や研修の強化が14%、除去業のライセンス制や登録制が14%、罰則強化が9%であった。

自由記入欄には「罰則のない規則、また罰則の取り締まりが出来ない規則等何ら意味がない」「行政に点検する能力がない」などの問題指摘が19人あり、

表2-1：石綿作業主任者のアンケート結果（1）

1)今の主な仕事	%	人数
石綿除去	1.4	3
建物解体	9.5	20
設計事務所	4.3	9
これら以外の建設業	50.0	105
石綿調査、分析	2.9	6
ビル管理	5.7	12
その他	26.2	55
NA	0.0	0
2)従事開始時期	%	人数
1979年以前	10.5	22
1980年～1999年	37.1	78
2000年～2010年	31.9	67
2010年以降	14.8	31
NA	5.7	12
3)事業場の規模	%	人数
1-5人	17.1	36
6-10人	15.7	33
11-50人	15.2	32
51-300人	14.8	31
300人以上	35.2	74
NA	1.9	4
4)受けた教育、取得した資格	%	人数
職長教育	56.2	118
石綿特別教育	57.6	121
有機溶剤作業主任者	16.7	35
建築物石綿含有建材調査者	2.4	5
作業環境測定士	1.4	3
NA	21.0	44
5)健康診断受診状況	%	人数
雇入れ時	1.4	3
年に一回	82.4	173
半年に一回	12.9	27
受けていない	2.4	5
NA	1.4	3
6)この一年間のレベル1，2除去作業	%	人数
従事した	9.5	20
従事していない	87.1	183
NA	3.3	7

6)でありと答えた20人について

6)-1 健康診断受診状況	%	人数
雇入れ時	5.0	1
年に一回	75.0	15
半年に一回	20.0	4
受けていない	0.0	0
NA	0.0	0
6)-2 従事したレベル1，2の件数	%	人数
1件	50.0	10
2-5件	40.0	8
6-10件	0.0	0
11-30件	5.0	1
31件以上	5.0	1
6)-3 漏洩監視の方法	%	人数
気中濃度測定	55.0	11
粉じん計	55.0	11
繊維状粒子リアルタイムモニター	0.0	0
スモークテスター	10.0	2
差圧計	15.0	3
その他	0.0	0
実施していない	20.0	4
NA	5.0	1
6)-4 使用している呼吸用保護	%	人数
電動ファン付き呼吸用保護具	25.0	5
取替式防じんマスク	65.0	13
使い捨て防じんマスク	30.0	6
使用していない	5.0	1
NA	0.0	0
6)-5 呼吸用保護具のフィルターの使用	%	人数
支給されている	75.0	15
支給されていない	25.0	5
NA	0.0	0
6)-6 漏洩などの問題工事の有無	%	人数
ある	0.0	0
ない	100.0	20
NA	0.0	0

表2-2：石綿作業主任者のアンケート結果（2）

7)この一年間のレベル3除去作業	%	人数
あり	25.2	53
なし	72.9	153
NA	1.9	4

7) でありと答えた53人について

7)-1健康診断受診状況	%	人数
雇入れ時	1.9	1
年に一回	88.7	47
半年に一回	11.3	6
受けていない	0.0	0
NA	0.0	0

7)-2従事したレベル3の件数	%	人数
1件	30.2	16
2-5件	41.5	22
6-10件	11.3	6
11-30件	13.2	7
31件以上	0.0	0
NA	3.8	2

7)-3レベル3建材の取り扱い方	%	人数
散水しながら除去	69.8	37
割らないように除去	66.0	35
養生内で除去	39.6	21
特に何もしない	1.9	1
重機で破砕	1.9	1
パールで破砕	5.7	3
他のものと分けた	39.6	21
コンクリートと一緒に処理	0.0	0
その他	0.0	0
NA	0.0	0

7)-4行政機関からの指導	%	人数
労働基準監督署から受けた	9.4	5
地方自治体から受けた	7.5	4
受けていない	83.0	44
NA	1.9	1

7)-5社長や上司からの石綿含有建材への%	人数
ある	86.8 46
ない	9.4 5
NA	3.8 2

7)-6使用している呼吸用保護具	%	人数
電動ファン付き呼吸用保護具	5.7	3
取替式防じんマスク	66.0	35
使い捨て防じんマスク	32.1	17
使用していない	3.8	2
NA	0.0	0

7)-7呼吸用保護具のフィルターの支給	%	人数
支給されている	71.7	38
支給されていない	20.8	11
NA	7.5	4

7)-8表示の実施状況	%	人数
労働者向けのみ表示	34.0	18
労働者と住民向けを表示	52.8	28
表示していない	17.0	9
NA	0.0	0

全体について

8)現在の石綿除去作業の規制は	%	人数
ゆるすぎる	19.0	40
適切	63.3	133
厳しすぎる	10.5	22
NA	7.1	15

9)必要な規制	%	人数
除去業のライセンス制や登録制	13.8	29
検査、点検の強化	15.7	33
罰則強化	9.0	19
教育や研修の強化	14.3	30
NA	73.3	154

「除去完了検査、事前調査結果の検証が必要」「近隣に飛散させないように養生及び散水養生等を適切にする」などの規制強化をめざす提案が11人であった。

## 2. 東日本大震災被災地のアスベスト含有建材の状況のフォローアップ調査

### 1) アスベスト含有建材マッピングのフォローアップ調査

2012年に被災地の調査の一環として実施した石巻市での被災建築物のアスベスト含有建材マッピングの過程で、一部の建物が改修され、石綿含有波板スレートと非含有波板スレートが混在している建物がみられた。この建物が解体される際の事前調査で石綿非含有の部分から試料を採取すると、建物全

体が非含有と判断される可能性がある。そのため2012年のマッピングで波板スレートが使用されていた建物を再調査し、その後の経過を確認するためにフォローアップ調査を実施した。

その結果、波板スレートの建物157棟のうち、解体されたもの52棟、残存していたもの103棟であった。残存していた103棟のうち、トタンやプラスチックの波板などのスレート板以外で補修されているもの(写真1)が35棟、被災当時のまま残されているもの(写真2)が14棟、新しい波板スレートで補修されて石綿含有と非含有のスレート板が混在していると考えられるもの(写真3)が54棟であった。被災した波板スレートの建物のうち約1/3が石綿含有と非含有のスレート板が混在しているこ



写真1



写真2



写真3

写真1：金属板で補修された建物

写真2：補修されていない建物

写真3：新旧の波板スレートが混在している建物

とがわかった。補修のために取り除かれたスレート波板が放置されている場所もみられた。この結果はGoogle マップ上に記録し、公開している。

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zRO\\_BRu9Lu7k.kSqyvTeBTvEg](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zRO_BRu9Lu7k.kSqyvTeBTvEg)

## 2) アスベスト含有建材の混入した再生砕石上での気中アスベスト濃度測定結果

マッピングのフォローアップ調査の過程で、津波で被害を受けた建物が解体された空き地でコンクリート片などの再生砕石が敷設されている場所が多く確認されたが、再生砕石にスレート片などのアスベスト含有建材が混入している場合が一部でみられた。その中でスレート片が非常に多く混入している場所があったため、飛散の危険性を確認するために気中アスベスト濃度測定を実施した。そこは波板スレートを使用した建物があつた場所であることから、混入しているスレート板はこの建物が解体された際に破碎されたものと考えられる。

濃度測定方法は平穏時と人の歩行時、車両の運行時にサンプリングを実施し、環境中の空気をポンプで吸引し、フィルター上に浮遊物を採取し、顕微鏡で観察してアスベストを計数した。分析方法は環境

省「アスベストモニタリングマニュアル第4版」11)の位相差顕微鏡による総繊維濃度を計数しながら、同時に偏光顕微鏡に切り替えることによりアスベスト繊維を同定し、総繊維濃度およびアスベスト繊維濃度を求めた。

気中アスベスト濃度は静穏時には検出されず、歩行時には幾何平均 3.9f/L、車両の走行時には 2.8f/L でアスベストの飛散がみられた。測定結果を表3に示す。

## 3. 5つの自治体での解体現場訪問調査とリスクコミュニケーション

### 1) 建設リサイクル法の届出情報による解体現場訪問

東日本大震災被災地での調査から、成形板などのレベル3建材を使用した建物の解体時の規制が不十分であることから、現場では散水なしで破碎されることが多くみられた。これは被災地に限らず、全国でみられる状況と考えられる。延べ床面積80平方メートル以上の建物の解体工事の際には建設リサイクル法によって、地方自治体の建築課などに7日前までに届出が必要である。この届出情報をもとに解体工事現場を訪問し、アスベスト含有建材の取り扱い状況を調査した。対象は宮城県A市、東京都B区、東京都C区、愛知県D市、兵庫県E市の5つの地域とした。

自治体担当者への聞き取り調査による5つの自治体のアスベスト含有建材への規制状況を表4に示

表3：波板散乱場所の気中石綿濃度測定結果

No.	測定日	測定時刻	総繊維濃度(f/L)	石綿濃度(f/L)	検出限界(f/L)	測定時の状況
1	2014.10.18	11:00-13:00	0.00	0.00	0.09	静穏時
2	2014.10.18	11:00-13:00	0.09	0.00	0.09	静穏時
3	2014.10.18	11:00-13:00	0.09	0.00	0.09	静穏時
4	2014.10.18	11:00-13:00	0.00	0.00	0.09	静穏時
5	2014.10.18	13:20-13:30	6.45	3.23	1.08	歩行1
6	2014.10.18	13:20-13:30	7.53	1.08	1.08	歩行1
7	2014.10.18	13:20-13:30	12.91	8.60	1.08	歩行1
8	2014.10.18	13:20-13:30	6.45	3.23	1.08	歩行1
9	2014.10.18	13:35-13:45	10.76	5.38	1.08	歩行2
10	2014.10.18	13:35-13:45	9.68	5.38	1.08	歩行2
11	2014.10.18	13:35-13:45	10.76	6.45	1.08	歩行2
12	2014.10.18	13:35-13:45	7.53	3.23	1.08	歩行2
歩行幾何平均			8.74	3.94		
13	2014.10.19	9:40-9:50	4.30	1.08	1.08	車走行1
14	2014.10.19	9:40-9:50	8.60	5.38	1.08	車走行1
15	2014.10.19	9:40-9:50	7.53	4.30	1.08	車走行1
16	2014.10.19	9:40-9:50	5.38	1.08	1.08	車走行1
17	2014.10.19	10:00-10:10	8.60	5.38	1.08	車走行2
18	2014.10.19	10:00-10:10	10.76	5.38	1.08	車走行2
19	2014.10.19	10:00-10:10	7.53	2.15	1.08	車走行2
20	2014.10.19	10:00-10:10	6.45	2.15	1.08	車走行2
車走行幾何平均			7.14	2.78		



写真：波板散乱場所の気中濃度測定の様子

表3：5自治体のアスベスト含有建材除去、解体時の規制状況

		A市	B区	C区	D市	E市
条例		なし	あり（気中濃度測定など）	あり（気中濃度測定など）	なし	あり（レベル3届出など）
大防法届出件数	2011	24	18	38	163	66
	2012	13	17	49	152	62
	2013	22	17	27	178	63
レベル1、2について	監視方法	提出書面チェック、全数立入、養生検査 届出内容の遵守状況、負圧保持、養生破損の有無、集じん排気装置の稼働状況チェックシートを使用	提出書面チェック。 全数全区画について養生検査と完了検査および完了報告書提出。 完了検査は少なくとも8年以上前から実施。完了報告書は写真、廃棄物処理までについて記述。チェックリスト使用。	提出書面チェック。事前周知届、助成申請なども含めて。養生検査と完了検査。 完了検査は少なくとも2012年（無届除去工事が発覚）から実施。チェックリスト使用。	提出書面チェック、全数立入、養生検査 届出内容の遵守状況、負圧保持、養生破損の有無、集じん排気装置の稼働状況（デジタル粉じん計使用） 除去作業時の立入を大規模な除去等の場合実施 濃度測定、排気口での漏洩監視（デジタル粉じん計） チェックシートを使用。	提出書面チェック、全数立入、開始直後、労基署は作業場内、市は外で負圧と漏洩の検査等実施、 市による測定は規模により、約半数で実施、PCM、近隣対応計画書（レベル3も含む）
	指導件数	3-4件/年 養生破れ、設備の不備等指摘後再確認	立入検査では改善点が多く指摘されるので、カウントしていない。 住民からの苦情によって指導したものは、2011年：1件、2012年：2件、2013年3件。	立入検査では改善点が多く指摘されるので、カウントしていない。 2012年に無届除去工事に対する指導。	（立入り件数） 2011年：146件、2012年、162件、2013年：159件 指導はほとんどない。2013年に漏洩事故。	2012年：16件、排風口濃度上昇（10f/L超）2件、看板、セキュリティ 2013年：24件、排風口濃度上昇（10f/L超）6件、看板18件
レベル3届出件数	2011	—	—	—	—	467
	2012	—	—	—	—	409
	2013	—	—	—	—	548
レベル3について	監視方法	パトロール2回/年	建設リサイクル法の届出段階で環境課へ行くように口頭指示。 騒音等の届出とともにアスベストについて質問。 建設リサイクル法届出から鉄骨などのACM使用疑を抽出し現場訪問を随時実施。	各届出の際に窓口で口頭により注意喚起と工法の説明。 区民からの通報により現場訪問。 建設リサイクル法届出によるパトロール。	特定建設作業実施届出受付 チェックシート提出によるスクリーニング、 2名の立入班による立入検査、 2011年：418件、2012年：527件、2013年：588件立入	県条例80平方メートル以上で届出、約30%へ立入、 チェックリスト、パトロール（週1回） 近隣対応計画書
	指導	問題事例はない	上記による指導件数は2011年：16件、2012年：33件、2013年50件。	指導件数はカウントしていない。	吹付け発見事例あり、ただし件数の統計はとっていない。	2012年：83件（無届：4、看板79）、2013年：92件（無届：11、看板81）
情報開示		環境白書で立入検査件数を公開	大防法、特定建設作業、事前周知要綱の各届出情報の開示。 白書に届出件数。	HPで大防法の年度ごとの届出件数を公開。	大防法届出情報をHPで公開。 環境白書で届出件数、立入件数を公開。 深刻な事例は即公開。	大気濃度測定結果はHPで公開 個別工事情報はなし（公開するための根拠が必要）。
実施体制	人員	立入り可能職員9名だが実質は2名で兼務	正規職員6名	正規職員5名	55名ただし兼務。	職員2名、嘱託2名
	教育	環境省研修ただし県で1名/年	環境省や都の研修、内部研修随時。資格はとくになし。	環境省や都主催の研修。資格はなし。	環境省の研修、内部研修。資格は特になし。	環境省の研修、内部研修。資格は特になし。
他の行政機関との連携		パトロール2回/年	パトロール2回/年、区建築課、都廃棄物、労基署と。近隣の特別区との情報交換。区の関係部署との打ち合わせ。	パトロール2回/年、区建築課、都廃棄物、労基署は2015年から参加。 近隣の特別区との情報交換。区の関係部署との打ち合わせ。	建築部、労基署とパトロール年に2回。	建築部、労基署とパトロール年に2回。
市民、NGOとの連携	連携の状況	違反や不安などの情報提供があれば現場へ行く。	違反や不安などの情報提供があれば現場へ行く。	違反や不安などの情報提供があれば現場へ行く。	違反や不安などの情報提供があれば現場へ行く。	違反や不安などの情報提供があれば現場へ行く。
	その評価	NGOからの情報は役に立った。	NGOからの情報は役に立った。	NGOからの情報は役に立った。特に小規模で届出が出ていないもの。	NGOからの情報は役に立った。	リスクコミュニケーションをつうじて事業者の意識を変えることにつながる。 NGOからの情報は役に立った。
国への要望		事前調査の実施が困難、調査者を育成し、調査者による調査が必要 国交省の補助事業が宮城県では仙台市以外できていない。全ての自治体でできるようにする必要がある。	レベル3建材について住民も意識を持ち始めているので、対応する必要がある。大防法で規制対象とするなど法的な権限を明瞭にしてほしい。その対応のために職員数を確保し、教育研修するなどの体制を整備する必要がある。	レベル3建材に対する規制を法律によって明確化すること。 完了検査と測定義務は必要であり、法的な根拠が必要。	事業者による漏洩監視、飛散防止の取り組みの強化 デジタル粉じん計等による漏洩監視の基準等の明確化 アスベストの分析、施工業者の資格等の創設	レベル3への対応を大防法に加えることなどを大都市の自治体と連名で要望している。
良好実践例		県としてパンフレット作成配布。 住民からの情報提供は少ない	事前調査不十分により吹付け材の見落としを発見し、漏洩を未然に防ぐ事例が年に数件ある。	2012年の事例。 パトロール成形板についての注意喚起。	立入検査の報告書は必ず作成し、10年保存 立入検査で吹付け材を発見し、分析の結果含有が判明、事故を未然に防止できた。	近隣対応計画書 住民の要望があれば説明会に参加
課題		事業者への教育	関係法令について研修などの職員の研修。 建築、環境、廃棄物、労基と分割されているがアスベストを専門的に取り扱う部署や役所が必要。 住民の啓発。 レベル3が今後問題になる。	レベル3への規制、測定義務、完了検査等が必要。	飛散事故への対応や未届事例があった場合の対応方針について検討中	レベル3建材への対応

表5：石綿含有建材の取り扱い状況調査結果

	訪問数	解体件数	問題件数	問題率 (%)	掲示				掲示評価
					A	B	C	D	
A市	27	11	6	54.5	2	0	2	2	-2
B区	70	26	6	23.1	2	4	0	4	0
C区	78	19	2	10.5	10	6	0	5	16
D市	79	17	3	17.6	1	6	0	10	-12
E市	63	26	1	3.8	18	0	0	8	20
計	317	99	18	18.2	33	16	2	29	22

掲示の評価方法はA:レベル3について掲示 (+2)、B:レベル1、2についてのみ掲示 (+1)、C:解体の掲示のみ (-1)、D:掲示なし (-2) として ( ) 内の数字を加算した。



写真：屋根のスレート材が破碎されて落下している様子

す。A市は東日本大震災の津波被害地域であり、大気汚染防止法上の政令市注1)ではなく、市にはアスベストを扱う部署はない。B区、C区は大気汚染防止法上の政令市であり、東京都条例によってレベル1、2の規制があるが、レベル3については条例などによる規制はない。D市は大気汚染防止法上の政令市で、条例はない。E市は大気汚染防止法上の政令市であり、兵庫県条例によってレベル3建材の解体時の届出義務などがある。

解体現場を訪問し、アスベスト含有建材の状況を外から観察し、掲示板の有無と掲示の内容を確認し、作業者がいるときはアスベスト含有建材についてのパンフレットを渡し、注意を促した。解体現場でのアスベスト含有建材の取り扱い状況調査結果のまとめを表4に示す。317現場を訪問したが、訪問時に解体工事が行われていたのは99件で、そのうちの18%にあたる18件でアスベスト含有建材の取り扱い状況に散水せずに破碎されているなどの問題があった。これら以外の82%では、散水と破碎しないで除去されていたことを確認できたわけではなく、

アスベスト含有建材自体が確認されなかったもので、82%の現場が完全に適切に除去作業が行われていたということではない。今回の調査では散水と破碎せずに除去されていた現場は全く確認されなかった。A市は問題のある現場が55%にのぼり、ついでB区(23%)、D市(18%)、C区(11%)で、最も問題が少なかったのはE市(3.8%)であった。結果を表5に示す。またB区でみられたアスベスト含有建材の破碎されている状況を写真に示す。

## 2) アスベスト含有建材のマッピング調査

東日本大震災被災地で実施したマッピングの応用として、

8月23日実施した江東区のマッピング調査では現地調査とGoogleマップによる調査の結果9.2平方キロメートルに115棟の波板スレートの建物が確認され、計683トンと推定された。

3月18日には東南海地震が発生した場合に被害が予想される愛知県名古屋市で名古屋市内のNGOの協力によって、波板スレートが多く存在する地域でマッピングを実施した。その中でGoogleマップの衛星写真を利用して、現地に行かずにマッピングする方法を検討し、ストリートビューで各建物の高さを推定し、使用されている波板スレートの使用量を推定する方法を試行した。この方法によって愛知県名古屋市中川区の4.2平方キロメートルの波板スレート使用建物の棟数と使用量を推定した。この区域には317棟の波板スレートを使用した建物があり、波板スレートの総量は約1,068トンと推定された。衛星写真では壁面のみで使用されている波板スレートを発見することは難しいため、2015年3月18日にGoogleマップで発見された317棟のうち126棟のある区域について現地調査を実施した。その結果、この区域では28棟増、3棟減で重量では5.5%増加した。

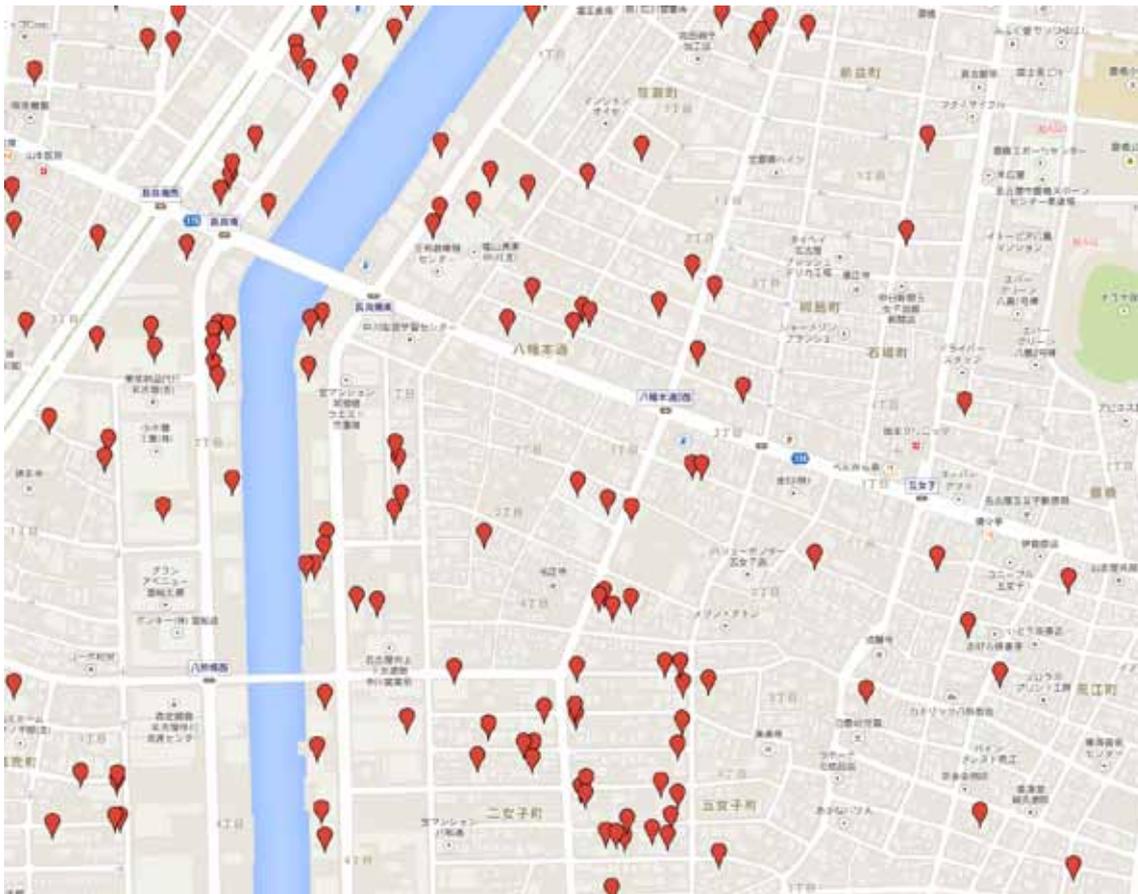
### 江東区のマッピング結果

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zRO\\_BRu9Lu7k.kV9uytK8G5ZQ](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zRO_BRu9Lu7k.kV9uytK8G5ZQ)

### 名古屋市のマッピング結果

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zRO\\_BRu9Lu7k.k-ZgdbjzAIYY](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zRO_BRu9Lu7k.k-ZgdbjzAIYY)

図1：名古屋市のマッピング結果（一部）



名古屋市のマッピング結果の一部を図1に示す。

### 3) 気中アスベスト濃度測定

気中アスベスト濃度測定はB区およびC区の解体現場周辺で実施した。結果を表6に示す。これらの解体現場でのアスベストの漏洩はみられなかった。

## 4. 各地での報告会

### 1) 石巻 2014年12月13日

「被災地のアスベストの経験を活かし広める集い in 石巻」として12月13日13:00から16:30、かほくホールで開催された。第1部はこれまでの調査結果の報告等として①被災地のアスベスト調査とそのフォローアップ（外山尚紀）、②被災地のアンケート調査結果から（斎藤紀代美）、③被災地のアスベストの経験を広める活動の報告（永倉冬史）、第2部は「被災地で広がるネットワーク」として中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東北支部、仙台錦町診療所の広瀬俊雄先生、石巻赤十字病院呼吸器内科部長の矢内勝先生から発言があった。参加者40名。

### 2) 神戸 2015年1月15日

「アスベスト対策と自治体の責務 シンポジウム in

神戸 神戸市内のアスベスト調査報告」として2月15日13:00から16:00、垂水勤労市民センターでひょうご労働安全衛生センター、尼崎労働者安全衛生センター、中皮腫・じん肺・アスベストとの共催によって開催された。第1部は報告として、①震災被災地のアスベスト調査から（外山尚紀）、②自治体の条例の改正状況（西田隆重：神奈川労災職業病センター）、③神戸市調査報告（永倉冬史）、から報告を受けた。第2部は兵庫県農政環境部環境管理局水大気課の菅野浩樹さん、神戸市環境局環境創造部環境保全指導課の磯野和彦さん、尼崎市経済環境局環境部環境保全課の田村真樹さんからそれぞれ各自治体でのアスベスト対策の取り組みについて報告をうけてシンポジウム形式で意見交換をおこなった。参加者29名。

### 3) 名古屋 2015年2月22日

「震災時のアスベスト対策を考える集い in 名古屋 東日本大震災被災地のアスベスト調査から」として2月22日13:00から16:00、瑞穂生涯学習センターで名古屋労災職業病研究会、中皮腫・じん肺・アスベストとの共催によって開催された。第1部は、①

表6:気中石綿濃度測定結果

No.	測定日	測定時刻	測定点	吸引量 (L)	総繊維濃度 (f/L)	石綿濃度 (f/L)	検出限界 (f/L)
1	2015.2.25	10:45-11:45	1	600	0.54	0.00	0.09
2	2015.2.25	10:46-11:46	2	600	0.09	0.00	0.09
3	2015.2.25	10:47-11:47	3	600	0.45	0.00	0.09
4	2015.2.25	10:50-11:50	4	600	0.36	0.09	0.09
5	2015.2.25	11:45-12:45	1	600	0.72	0.00	0.09
6	2015.2.25	11:46-12:46	2	600	0.90	0.00	0.09
7	2015.2.25	11:47-12:47	3	600	0.54	0.09	0.09
8	2015.2.25	11:50-12:50	4	600	0.81	0.00	0.09
9	2015.2.25	13:45-14:45	5	600	0.36	0.00	0.09
10	2015.2.25	13:45-14:45	6	600	0.54	0.00	0.09
11	2015.2.25	13:47-14:47	7	600	0.63	0.18	0.09
12	2015.2.25	13:50-14:50	8	600	0.18	0.00	0.09
13	2015.2.25	14:45-15:45	5	600	0.54	0.00	0.09
14	2015.2.25	14:45-15:45	6	600	0.45	0.00	0.09
15	2015.2.25	14:47-15:47	7	600	0.45	0.00	0.09
16	2015.2.25	14:50-15:50	8	600	0.36	0.00	0.09
17	2015.2.25	8:10-9:10	9	600	0.45	0.00	0.09
18	2015.2.25	16:07-17:07	9	600	0.36	0.00	0.09
19	2015.3.2	13:12-14:12	10	600	0.54	0.00	0.09
20	2015.3.2	13:15-14:15	11	600	0.63	0.00	0.09
21	2015.3.2	13:16-14:16	12	600	0.99	0.00	0.09
22	2015.3.2	13:20-14:20	13	600	0.45	0.00	0.09
23	2015.3.2	14:12-15:12	10	600	0.54	0.00	0.09
24	2015.3.2	14:15-15:15	11	600	1.34	0.00	0.09
25	2015.3.2	14:16-15:16	12	600	1.43	0.00	0.09
26	2015.3.2	14:20-15:20	13	600	0.63	0.00	0.09

被災被災地のアスベスト調査から（外山尚紀）、②被災地のアンケート調査から（斎藤宏、斎藤紀代美）、③名古屋市調査報告（永倉冬史）の報告を行い、引き続き名古屋での活動として、学校ひる石吹付け材調査報告を愛知教育大学保健環境センターの榊原陽子さんから、名古屋市営地下鉄六番町駅石綿飛散事故報告を名古屋労災職業病研究会の成田博厚さんから、教員中皮腫裁判の経過を中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の宇田川かおるさんから受けた。第2部は体験ワークショップとして防じんマスクの使い方とアスベスト含有建材の見分け方を講習した。参加者は21名。

4) 年間活動報告会 東京 2015年3月15日  
「被災地のアスベストの経験を活かし広める集い in 東京」として3月15日13:00から16:30、墨田総合体育館会議室で開催された。第1部はこれまでの調査結果の報告と阪神・淡路大震災でのアスベスト問題について立命館大学の南慎二郎さんから報告を受けた。第2部は体験ワークショップとして防じんマスクの使い方とアスベスト含有建材の見分け方を講習した。参加者は25名。アスベストに関心を持ち研究テーマとしている小学校5年生二人とその保護者が参加し、積極的な質問があった。

以上4つの報告会の会場において、それぞれの現

地調査状況を示すポスターなどの展示も行った。

## 5) 参加者のアンケート結果から

全体で115名の参加者のうち20名がアンケートに回答した。各報告と講習について、「よくわかった」または「わかりにくかった」の選択では全体で81%について「よくわかった」と回答し、調査結果などの報告については85%が、建材の見分け方などの講習については67%が「よくわかった」と回答した。自由記入には、「アスベストを飛散させないと思っているが、現状に甘んじず、さらに取り組む必要がある。人員とコストとのバランスもあることから都道府県単位での検討が重要」との自治体職員の意見、「阪神大震災の教訓が活かされていない。自治体関係者への教育と業者への指導が必要」との労働組合関係者の意見、「定期的に講習会を開催してほしい」との建設会社社員からの意見などがあった。

## 5. ツール作成

### 1) 作業向けパンフレット作成と配布

アスベストの疾患、アスベスト含有建材の外観、見分け方、法規制などについてまとめた作業向けパンフレットとして「アスベストから身を守るために 建設現場でのアスベスト対策ガイド」6月に試作し、各地の解体現場調査等の際に配布を開始した。最終的には1月に500部印刷し、約70部配布した。リスクコミュニケーションのために主に解体作業場などで作業者に配布し、説明し、アスベスト含有建材への注意を喚起しました。アスベスト含有建材を破砕していた現場の作業員や監督からは「元請けからアスベストはないと言われた」「きちんとやっている」「どうしたらいいかわからない」などの声が聞かれ、アスベスト含有建材への認識は一般に低かった。NGOの指摘では弱く、その後自治体などが指摘することで改善することが多かった。

### 2) 住民向けパンフレットの作成と配布

アスベストの疾患、アスベスト含有建材の外観、見分け方、法規制、解体工事の監視などについてまとめた住民向けパンフレット「市民のためのアスベスト対策ガイド」を2月に1,000部印刷、各地の報告会などで約120部配布した。



写真：神戸市での報告会の様子



写真：名古屋市での報告会の様子



写真：東京都での報告会の様子

# V. 考察

## 1. 東日本大震災被災地のアスベスト含有建材の状況

宮城県ではがれきの処理は2013年度で終了しているが、被災地のアスベスト問題は終わっていない。第1に石巻市の2011-2年度のマッピング調査で確認された157棟の波板スレートの建物のうち約1/3が古いスレート板を残して、新しい石綿非含有のスレート板を使用して補修されていることが確認された。現状では新旧の見分けがつかず、経年によって区別が難しくなり、解体される際の事前調査でアクセスしやすい下の方で試料を採取すると全てが石綿非含有とされる可能性がある。これは石巻に限られた状況ではないことが推察されるため、被災地全域で調査し、記録を残すことと解体時に注意を喚起することが必要である。第2に被災した波板スレートが破砕されて再生砕石のように使用されている場所があり、歩行や車両の走行などの活動によってアスベストが飛散する可能性がある点を指摘しなければならない。津波被害を受けた地域ではこのような場所は多く残されており、今後復興に伴い建物や構造物が作られる際には注意が必要となる。

アスベスト含有建材の投棄などによる土壤汚染の問題は基準値がなく、測定方法も定められていないが、民事裁判で争われるケースが現れ始めている。今回の測定によって、スレート板などのレベル3建材の土壤汚染によって飛散する可能性があることがわかった。後述するレベル3建材の解体現場での取り扱いの課題とも関連するが、今後のリスク管理の検討が必要である。

## 2. 解体現場でのアスベスト含有建材の取り扱い状況

5つの地域での解体現場訪問によるアスベスト含有建材取り扱い状況調査から、全体で18%の現場で破砕などの問題のある事例がみられ、散水と破砕なしの除去が適切に行われている現場はなかった。レベル3建材の解体工事については、労働安全衛生法と石綿障害予防規則によって2005年から散水、破砕禁止、作業主任者の選任、健康診断、特別教育などが義務付けられているが、法律による届出義務がないために、行政は把握できず、監視ができていない。延べ床面積80平方メートル以上の建物の解体工事については建設リサイクル法によって地方自治体の建設部署に届出義務があるが、その情報は労働安全衛生法を所管する厚生労働省の労働基準監督署には提供されていない。今回の結果はレベル3建材の解体時の対策が不十分であり、監視が必要であることを示している。

調査した5つの地域を比較すると、最も問題事例の割合が高かったA市(55%)は大気汚染防止法の政令市ではなく、アスベスト関連の地方自治体の窓口は県の保健所になる。市にはアスベストを取り扱う部署はなく、担当者もいない。B区(23%)、C区(11%)、D市(18%)は大気汚染防止法の政令市であり、環境部署にアスベストに関する担当者がある。最も問題事例の割合の低いE市(0.3%)は大気汚染防止法の政令市であり、かつ兵庫県条例によってレベル3建材の解体時の届出などの規制が行われている。アスベストの規制が強い自治体ほど問題事例の割合が低かった。A市は解体工事の届出は建設リ

サイクル法による届出と騒音と振動を規制する特定建設作業の届出があるが、いずれも窓口は市であり、アスベスト規制を行っている県の窓口は通常、解体工事の情報を得ることができない。大気汚染防止法の政令市であるB区、C区、D市は、同じ市区の庁舎内に届出窓口があり、解体工事の情報を共有していたり、解体の届出の際にアスベストの窓口へも行くように指示したり、独自のチェックリストを付けてアスベストの状況を把握するなどの工夫をして、アスベスト含有建材の解体時の飛散防止を試みている。またB区、D市、E市では解体工事の届出情報をもとに立入検査を定期的実施しており、C区でも随時実施している。レベル3建材の条例による規制は有効であり、日常的な立入検査などの監視を行うことがレベル3建材の対策のために重要である。

### 3. 震災に備えるアスベスト対策

東日本大震災被災地のアスベスト含有建材調査の方法としてマッピング調査を行ってきたが、これを震災時に発生するアスベスト含有建材の廃棄物量を把握する方法として応用した。Google マップによる

調査では屋根に波板スレートを使用している建物は精度良く把握できることが分かった。屋根の面積と高さからおよその波板スレートの使用量を推定し、対象地域全体の波板スレートの量が把握できる可能性がある。波板スレートはアスベスト含有建材の中で最も生産量が多く、約30%と推定されていることから、震災などで建物が一斉に被害を受けた場合のアスベスト含有建材排出量の把握のために有効な方法であると思われる。広い地域を調査することによって、レベル3建材の総量を推定できる可能性もある。またマッピングに参加することによって、残されたアスベスト含有建材の量を実感し、対策の重要性への理解が深まることがわかった。学校教育や住民向けのわかりやすい教育・宣伝ツールの提供と普及も重要と思われる。

今後は、防じんマスク備蓄の必要性、平時の建物調査の効果、地域防災計画へのアスベスト対策の追加などについて検討する必要がある。

## VI. 結語

今年度調査の結果として、アスベスト含有成形板の解体時の対策に課題があり、散水などの対策が採られずに破砕されている状況が確認された。自治体による規制が強い地域では比較的問題事例が少なく、規制の効果があることがわかった。自治体による規制は、解体時の届出の際の手続きの変更、建築部署と環境部署の情報共有と連携、成形板等の規制を自治体要綱または条例で行うこと、等が考えられる。一方でこのような規制を実施している自治体は全国的に見て少数である。今後は自治体が規制を進めることと同時に国レベルで大気汚染防止法等による規制を強化することも重要である。

震災に備えるアスベスト対策としては、平時の建物調査と被災時に発生するアスベスト含有建材の排出量の把握が重要である。今年度の調査では国土交通省の新たな資格制度である建築物石綿含有建材調査者による建物調査を実施する予定であったが、制度が知られておらず、また私たちの宣伝も弱かったため実施できなかった。アスベスト含有建材排出量の把握の手法としてはマッピングが有効であることが確認され、一部の地域では大量のアスベスト含有建材が残されていることがわかった。これらのリスク管理が将来の課題となる。

## VII. 研究発表、報道

2014年

5.23 日本産業衛生学会にてポスター発表「建物解体時の耐火被覆材の接触等による石綿飛散について」

6.7 毎日新聞に被災地のアスベスト問題について関連記事

7.24 American Society for Testing and Materials の Johnson Conference にて口演「Preventing asbestos exposures in the Northeast Japan tsunami disaster areas」

2015年

1.15 環境と公害に投稿記事「建材中の石綿リスクの実態」

1.31 石綿問題総合対策研究会でポスター発表「東日本大震災被災地自治体アスベスト対策アンケート」、「東日本大震災被災石綿作業員特別教育受講者アンケート」、「東日本大震災被災地住民アスベスト意識調査アンケート」

3.10-17 河北新報に関連記事

3.14 東京弁護士会主催「アスベスト被害 予防の現状と課題」にて講演

3.23 NHK名古屋放送局「ホットイブニング」で名古屋でのアスベストマッピング調査について報道

特定非営利活動法人  
東京労働安全衛生センターについて

東京労働安全衛生センター(略称:東京安全センター)は、労働者の安全と健康を守り、職場の労災職業病を防止し、快適な職場環境作りを支援するために1998年7月に設立され、2000年4月に特定非営利活動法人となりました。東京安全センターの前身である東京東部労災職業病センターは東京の東部地域を中心に30数年にわたり被災労働者の相談活動を行いながら、労災職業病を根絶するため運動してきました。

現代の技術革新競争やポストバブルの社会経済の激変は、労働者の働き方、職場環境に大きな変化をもたらしています。ストレス過剰な働き方で心身の健康を損なう労働者が増えつつあります。こうした現状の中、東京安全センターは働くものの立場に立つ労働安全衛生センターとして、真に労働者の安全と健康を尊重し、快適でゆとりある職場作りを支援するために活動を続けています。

アスベスト問題については、石綿対策全国連、中皮腫・じん肺・アスベストセンターなどと共に、アスベスト被害の究明、被災者の支援、アスベスト使用の禁止を求めて日本とアジアで活動を続けています。また、アスベストの調査分析機関、石綿作業主任者技能講習登録講習機関として技術的な支援と研究も行っています。

作業環境測定機関登録 13-83(東京労働局2004年)  
労働衛生コンサルタント登録 工-第446号(日本労働安全衛生コンサルタント会)  
ホームページ: <http://www.metoshc.org/>      <http://www.toshc.org/>

発行 特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター  
〒136-0071  
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
電話/03-3683-9765 FAX/03-3683-9766  
E-mail/center@toshc.org

2015年3月31日

この報告書は、平成26年度独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成金を受けて作成しました。

